

とき  
季のきらめき

TOKINO KIRAMEKI

茨城県行政書士会情報誌

CONTENTS

Vol.17

◆ ユキマサ君が行く  
首都圏の北の玄関口  
小美玉市

- ◆ こんにちは！行政書士です。
- ◆ インボイス制度がはじまりました
- ◆ 電子取引データの保存が義務化されます
- ◆ 相続登記の申請が義務化されます！
- ◆ 茨城県行政書士会の取り組み
- ◆ 県内各地で無料相談会を実施



小美玉市

ユキマサ君が行く



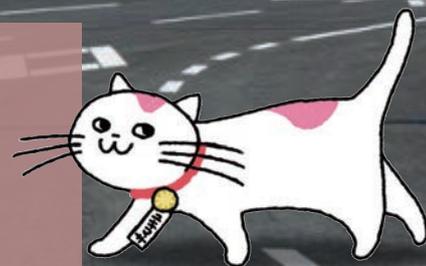
# 首都圏の北の玄関口 小美玉市



今回は、航空自衛隊百里飛行場を民間共用化した茨城空港がある小美玉市を訪ねました。

小美玉市には、全国でも珍しい耳の神様を祀る神社をはじめ、手や眼など身体の病気にご利益のあるパワースポットがあり、全国から参拝者が訪れています。

また、小美玉市は、全国有数の酪農の里で、「第1回全国ヨーグルトサミット」が開催されたまちです。



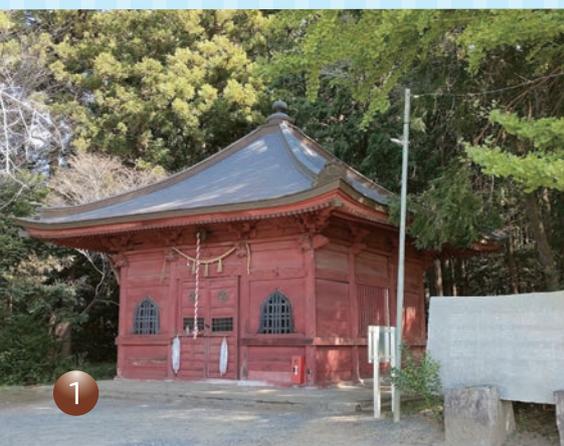
## 耳守神社 (みみもりじんじゃ)

小美玉市栗又四ヶ2051

平国香（平将門の伯父）の孫である大掾兼忠は、耳がきこえなかった娘の千代姫のために熊野の神様に断食をしながら願掛けをしました。

それから数日すると千代姫の耳はきこえるようになりました。その後、人々が耳の病で困らないようにという千代姫の願いによって、神社が建てられ、「耳守神社」と名付けられました。

耳守神社には、耳がよく通るようにと竹筒の両端に紐を通した絵馬が奉納されています。



## 山中薬師本堂 (やまなかやくしほんどう)

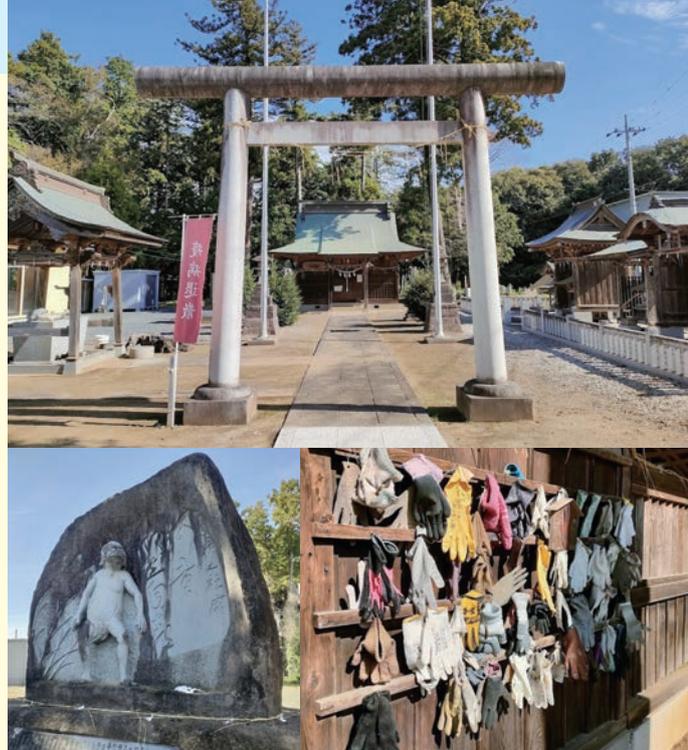
小美玉市西郷地3-2

その昔、お堂のそばに池が有り、その池の水で目を洗うと眼病が治ったという言い伝えがあり、それから眼病を患う参拝者が訪れるようになりました。また、お堂の中には江戸時代末期作の仁王像が安置されており、文化財として地元の人々に大切にされています。

# 手接神社 (てつぎじんじゃ)

小美玉市与沢1112

芹沢俊幹（新選組初代局長・芹沢鴨の祖先）が馬で川べりを通りかかると、水中から馬のしっぽを引っばる河童に気づき、刀で手を切り落とし、持ち帰りました。その夜、河童が屋敷に現れ、母を養うため手を返してほしいと懇願し、哀れに思い手を返すと、河童は秘伝の薬を差し出したそうです。その後、その河童が死んでいるのが見つかり、不憫に思った俊幹は、手接神社の元となった河童を祀る祠を建て、以来、手の病気が治る神社として言い伝えられています。手接神社では、手形や手形絵馬の代わりに手袋が奉納されています。



見どころ  
いっぱいだよ!



## 希望ヶ丘公園コスモス畑

小美玉市中台559



春の菜の花畑

行政書士徽章も  
コスモスだニャ!



希望ヶ丘公園には、周囲約6.3ヘクタールに小美玉市のシンボルの花としているコスモスが約500万本植えられており、例年9月中旬から10月下旬にかけて開花し、一面がコスモスの花で染まります。また、春には菜の花が一面に広がり、黄色い絨毯を広げたような光景を見ることができます。

## 小美玉ふるさと食品公社の工場

小美玉市山野1628-42



全国でも有数の酪農地帯であり生乳の生産量は県内屈指である小美玉市の良質で濃厚な生乳を元に作られる「おみたまヨーグルト」の製造過程をはじめ、容器にヨーグルトが注がれ密封されるボトリング工程などを見ることができます。敷地内にはショップも併設されており、工場で製造された製品を購入できます。

## 工場内部の様子



## 製品

### ・のむヨーグルト



生乳をたっぷり使用し醗酵させたなめらかなのどごしと酸味とコクのバランスのとれた産地限定のドリンクヨーグルトです。

### ・プリン



生乳（小美玉市産の低温殺菌した生乳）と卵（小美玉市産の鮮度の良い朝採り卵）にこだわった窯出プリンです。

### ・ヨーグルト



生乳をたっぷり使用し醗酵させた産地限定のヨーグルトです。金柑・梅・ブルーベリー・ゆず味その他、アンチエイジング効果が期待できる乳酸菌「H61」を配合した健康効果の高い「からだ嬉しい」ヨーグルトなどがあります。

### ・アイスクリーム



小美玉市産の生乳を使用したアイスクリームです。ミルクバニラ・ストロベリー・ブルーベリー・ヨーグルトの4種類があります。空の駅そ・ら・ら売店には、濃厚で人気のソフトクリームもあります。



小美玉市長  
島田 幸三

## 「季のきらめき」第17号の発刊、おめでとうございます。

行政書士会の皆様には日頃から市政運営に対し格別ご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。また、地域住民の相談窓口としてご尽力いただいております。重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、本市は、茨城県の真ん中に位置する自然が豊かな街で、鉄道や高速道路、北関東の空の玄関口である「茨城空港」があるなど、交通の要衝にもなっております。

また、全国でも有数の酪農地帯であり、生乳の生産量は県内屈指であることから、全国初の「乳製品で乾杯」を推進する条例が施行されました。魅力あふれる小美玉市にぜひお越しください。

## 頼れる街の法律家

行政書士は、幅広い業務を通じ、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。（日本行政書士会連合会 行政書士倫理綱領より）

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する電磁的記録や書類の作成、手続代理、その他書類作成の相談に応じること、或いは、契約書や事実証明に関する書類の作成およびその作成の代理を行ないます。

行政書士には行政書士試験合格者、行政事務経験者、他の国家試験合格者など様々な経歴、専門知識を持つ人達があります。令和5年10月末日現在、全国で会員登録者数は51,973名となっており、茨城県行政書士会には、1,206名が会員登録しています。

行政書士が行なうことのできる業務範囲は、説明することが不可能に近いほど広範囲に及びます。申請書類や契約書等の作成にあたっては、市販の例文集やひな形を参考に比較的容易に自分で書類を作成するという方法もあります。そうした中で、行政書士はやさしい言葉でわかり易い相談、実体法の法律要件の知識をベースに過去の事例研究や要件事実に配慮し、意思表示の内容を明確に示した書類の作成に努めています。

一枚の書類が信頼と安心の明日を約束します。

平成26年6月13日に行政不服審査法が改正されました。これに対応して、平成26年12月27日に施行された改正行政書士法では、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立、再審査請求等の行政不服申立手続き代理および書類の作成を業とすることができます。

行政書士は、法律事務を行うことが認められていますが、他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができません。

その業務範囲は広く、日々の生活からお仕事まで、  
皆さまのそばに寄り添っています。

### 事業許可や免許の 申請に関すること

- 建設業許可申請
- 宅建業免許申請
- 産業廃棄物処理業許可申請
- 介護保険施設開設許可申請
- 自動車運送業許可申請
- 倉庫業の許可申請
- 飲食店営業許可申請
- 風俗営業許可申請
- 入札参加資格審査申請

### 経営実務や経営相談 に関すること

- 株式会社等法人設立関係書類作成
- 会計記帳、事業計画書類の作成
- 各種議事録、社内規定の作成
- 各種契約書、協議書、  
合意書の起案・作成
- 資金調達支援（公的補助金・融資等）
- 雇用、賃金について相談
- 経営コンサルティング

### くらしの相談、トラブル防止 に関すること

- 遺言書・遺産分割協議書・相続
- 内容証明郵便の作成
- クーリングオフ手続き
- 自動車登録・車庫証明申請
- 自賠責保険の請求手続き
- 著作権・著作物の登録
- 任意成年後見契約手続き
- 在留許可申請、帰化許可申請
- 外国人招聘（雇用等）手続き
- 行政不服申立手続き

### 住宅、不動産 に関すること

- 不動産賃貸借契約書
- 不動産売買契約書
- 建築請負契約書
- 農地転用許可申請
- 開発行為許可申請



令和5年10月1日から

# インボイス制度がはじまりました

インボイス制度とは、消費税について仕入税額控除を行うための要件が「区分記載請求書等保存方式」から「適格請求書等保存方式」に改正されました。これに伴い売上先(買手)の課税事業者から適格請求書の発行を求められ、販売元(売手)としては適格請求書発行事業者として登録することが必要です。そして、登録を受けるとこれまで免税だった事業者も「課税事業者」として消費税の申告が必要となります。

なお、インボイス発行事業者登録は任意です。特に免税事業者の場合は、取引先の状況や業務フロー、納税義務の発生なども検討して登録の有無を決めましょう。



## 納付する消費税額の計算方法

$$\text{売上げの消費税額 (売上税額)} - \text{仕入れや経費の消費税額 (仕入税額)} = \text{納付する税額 (納付税額)}$$

差し引く計算が  
仕入税額控除

仕入税額控除には  
インボイスの保存が必要

インボイスがなければ  
仕入税額控除できない※

※一定期間、一定割合を控除できる経過措置が設けられています



## インボイス制度4つのポイント (令和5年度の税制改正)

POINT

1

インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置 (2割特例)

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方は、仕入税額を計算せず、売上税額の一割を納付する特例が利用可能です。



POINT

2

少額取引 (1万円未満) について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能

課税売上高が一定金額以下の事業者が行う課税仕入れについて、その金額が税込1万円未満の場合は、一定の事項を記載した帳簿を保存することで仕入税額控除が可能です。



POINT

3

1万円未満の返品や値引きについて 返還インボイスの交付が不要

インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等について、返品や値引きなどの売上に係る対価の返還等を行った場合は返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満の場合には交付義務が免除されます。



すべての事業者の方が対象

POINT

4

インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し

免税事業者が、令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録申請書に登録希望日(提出日から15日以降の日)から登録を受けることが可能です。



インボイス制度に関する問い合わせ先

国税庁

インボイス制度特設サイト



インボイスコールセンター

0120-205-553

(9:00~17:00、土日祝除く)

令和6年1月1日から



# 電子取引データの保存が義務化されます

平成10年に施行された「電子帳簿保存法」は、各税法で保存が義務付けられている帳簿や書類を電子データで保存するためのルール等を定めた法律で、令和4年1月の改正において「電子取引に関する『データ保存』が義務化」されました。但し、小規模企業や個人事業主への配慮から令和5年12月31日まではプリントアウトした紙を保存しておくことが認められています。

令和6年1月1日からは、契約書・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやり取りした場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが義務化されます。なお、電子データでやり取りしたものが対象で、紙でやり取りしたものをデータ化する必要はありません。

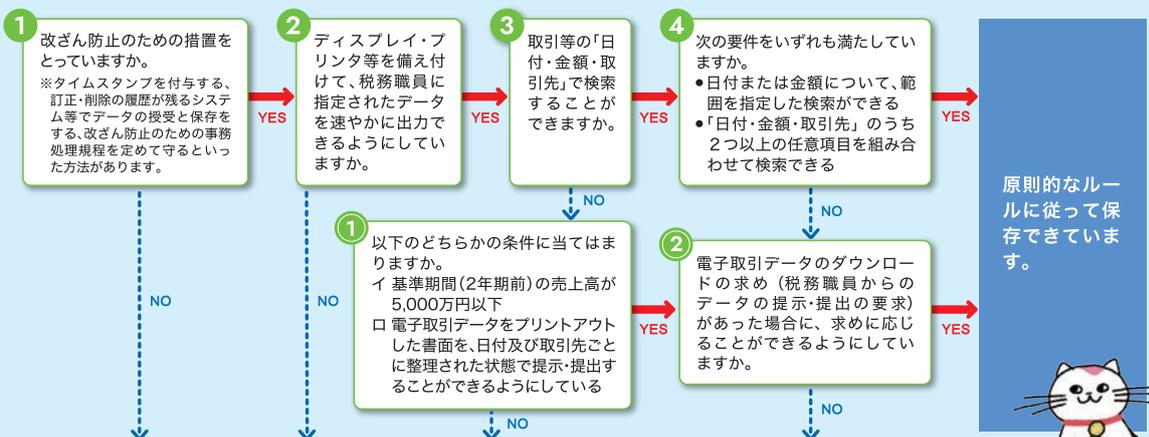
また、保存にあたっては、①改ざん防止のための措置、②日付・金額・取引先で検索可能、③ディスプレイやプリンタ等の備え付けなどが必要となります。

## フローチャートでチェックしてみましょう！

出典：国税庁のパンフレット「電子取引データの保存方法をご確認ください」から抜粋

### 電子取引データをルールに従って保存できていますか？

【令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データ用】



#### 猶予措置の対象となるかご確認ください。

上記1～4（①イ・ロを含みます。）の対応ができなかったことについて、相当の理由がありますか（※）。  
 ※例えば、システム等の整備が間に合わない場合など、原則的なルールに従って電子取引データの保存を行うための環境が整っていない事情がある場合が該当します。ただし、システム等の整備が整って原則的なルールに従って電子取引データの保存ができるにもかかわらず、資金繰りや人手不足等の特段の事情がなく、電子取引データをルールに従って保存していない場合には、相当の理由があるとは認められませんので、猶予措置の適用は受けられません。



令和6年  
4月1日から

# 相続登記の申請が 義務化されます！



Q1

知りませんでした！不動産(土地・建物)の相続登記が義務化されるのは、なぜですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっています。

この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

Q2

相続登記の義務化とは、どういう内容ですか？

相続人は、不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になります。法務局に申請する必要があります。

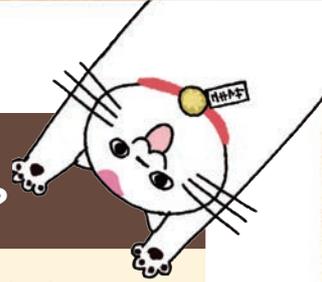
正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

遺産分割の話合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。



Q3

義務化が始まるのは、いつからですか？  
始まった後に、対応すれば大丈夫でしょうか？



「相続登記の義務化」は、令和6年4月1日から始まります。ただ、今のうちから、備えておくことが重要です。

また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります(3年間の猶予期間があります)ので、要注意です。

Q4

不動産を相続した場合、どう対応すれば良いですか？  
新制度のペナルティが不安なのですが。



相続人の間で早めに遺産分割の話合いを行い、不動産を取得した場合には、その結果に基づいて法務局に、相続登記をする必要があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「相続人申告登記」という簡便な手続き(※)を法務局にとって、義務を果たすこともできます。

※相続人申告手続きは、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する、簡易な手続きです。

遺産分割の話合い  
がまとまった



遺産分割の結果に基づく相続登記

不動産の相続を知った日から3年以内にする必要(※)

早期に遺産分割を  
することが困難



相続人申告登記

不動産の相続を知った日から3年以内にする必要(※)

(※)令和6年4月1日より前に相続した不動産は、令和9年3月31日までにする必要

詳しくは最寄りの行政書士へ



## 茨城県行政書士会の取り組み

### 業務研修会の実施

国土農地・建設・運輸交通・環境・保健風営・国際・市民法務などの専門部会が設置されており、各々の主催により業務に関するスキルアップ研修を実施しております。

また、職業倫理・災害支援相談員要請などについても多くの研修を実施し、会員個々の資質向上に努めています。



### 無料相談会の開催

毎週木曜日に電話無料相談窓口を設置し、相続・遺言などの市民の皆さまのご相談、許認可など事業者の皆さまのご相談をお受けしています。

県内各支部においても、無料相談会やセミナーなど、地域の皆さまに身近な法律家として活動しています。



### 中小企業支援

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた事業者に対する「持続化給付金」の申請等に関する相談会を県内各所で開催しました。今後も許認可申請にとどまらず、事業継承・補助金や給付金の申請等、中小企業を取り巻く社会環境・経営課題に対応し、事業の継続・経営の安定と強化に寄与してまいります。



### 法教育の実践

近年、全国の小中学校で、早い段階から遵法精神や法的思考を学ぶ「法教育」と呼ばれる授業が行われるようになりました。

本会では、県内の小学校において「著作権」や「国際化」、「スマホ（SNSトラブル）」などの身近なテーマで出前講座を行っています。法に基づく考え方や社会制度の理解など学校教育に貢献していきます。



### 災害協定

本会では、大規模災害発生時に市町村と協力して適切な被災者支援を行うため、「災害時における支援協力に関する協定」を県内30市町村と締結しています。今後も不測の事態に備え、さらに体制強化に努めてまいります。



## 支部のご紹介

### 支部名 県西支部

#### 市町村

古河市、結城市、筑西市、  
下妻市、常総市、坂東市、  
桜川市、結城郡（八千代町）、  
猿島郡（五霞町、境町）

#### 会員数

271名

#### 支部長事務所所在地

筑西市二木成1406番地

#### 連絡先

0296-25-1907

### 支部名

#### 県北支部

#### 市町村

日立市、常陸太田市、高萩市、  
北茨城市、常陸大宮市、那珂市、  
那珂郡（東海村）、久慈郡（大子町）

#### 会員数

107名

#### 支部長事務所所在地

日立市助川町4丁目11番13号

#### 連絡先

0294-23-1766

### 支部名

#### 水戸支部

#### 市町村

水戸市、笠間市、ひたちなか市、  
小美玉市、東茨城郡（茨城町、  
大洗町、城里町）

#### 会員数

303名

#### 支部長事務所所在地

水戸市堀町979番地7

#### 連絡先

029-303-5812

### 支部名 県南支部

#### 市町村

土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、  
つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、  
つくばみらい市、稲敷郡（美浦村、阿見町、河内町）、  
北相馬郡（利根町）

#### 会員数

424名

#### 支部長事務所所在地

龍ヶ崎市佐貫三丁目7番地7

#### 連絡先

0297-86-7270

### 支部名

#### 鹿行支部

#### 市町村

鹿嶋市、潮来市、神栖市、  
行方市、鉾田市

#### 会員数

101名

#### 支部長事務所所在地

鹿嶋市鉢形1084番地23  
ヨネカワ第1ビルB

#### 連絡先

0299-77-5412

（令和5年10月末現在）

## 行政書士を探したい

茨城県行政書士会のホームページでは、所在地や業務内容などを指定して会員を検索することができます。

お電話でも対応いたしますのでお気軽にお問合せください。

茨城県行政書士会

検索

<https://ibaraki-gyosei.or.jp/> TEL 029-305-3731

## 令和5年度 支部相談会一覧

※日程は諸事情により変更または中止になる場合があります。

令和5年12月1日現在

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
あ	阿見町	実穀ふれあいセンター 2階 会議室 (要予約)	原則毎月第3または第4日曜日 (12/17・1/21・2/18・3/24)	午後1時30分～午後4時30分	予約先:担当 池田 090-7216-6219 (平日午前9時～正午に電話受付)
い	石岡市	国府地区公民館 小3会議室 (要予約)	原則毎月第3土曜日 (12/16・1/20・2/17・3/16)	午後1時～午後4時	予約先:担当 若山 0299-43-0536
	稲敷市	稲敷市役所 1階 相談室	原則毎月第2・第4日曜日 (12/10・12/24・1/14・1/28・ 2/11・2/25・3/10・3/24)	午前10時～正午	稲敷市役所 総務課 029-892-2000
	茨城町	茨城町役場 2階 第一会議室	原則毎月第2水曜日 (12/13・1/10・2/14・3/13)	午後1時～午後4時	茨城町役場 秘書広聴課 029-292-1111
う	牛久市	牛久市役所 分庁舎 1階 会議室 (要予約)	原則毎月第4土曜日 (12/23・1/27・2/24・3/23)	午後1時～午後4時	予約先:担当 小野寺 080-7855-2121
お	大洗町	大洗町役場 3階 会議室	原則毎月第3火曜日 (12/19・1/16・2/20・3/19)	午後1時～午後4時	大洗町役場 029-267-5111
	小美玉市	小美玉市役所(旧美野里町役場) 1階または2階 会議室	原則毎月第3火曜日 (12/19・1/16・2/20・3/19)	午後1時～午後4時	小美玉市役所 0299-48-1111
か	鹿嶋市	鹿嶋市役所 1階 相談室1	原則毎月第2日曜日 (12/10・1/14・2/11・3/10)	午後1時30分～午後4時	担当 大川 0299-77-5412
	笠間市	笠間市役所(旧友部町役場) 庁舎内会議室	原則毎月第3水曜日 (12/20・1/17・2/21・3/21)	午後1時～午後4時	笠間市役所 0296-77-1101
	河内町	河内町農村環境改善センター (要予約)	原則毎月第3土曜日 (12/16・1/20・2/17・3/16)	午前10時～正午	予約先:担当 塚本 090-8509-3622
き	北茨城市	北茨城市役所 4階 401会議室 (要予約)	原則毎月1回 (12/1・1/5・2/2・3/1)	午後1時～午後5時	予約先:北茨城市役所 まちづくり協働課 0293-43-1111
こ	五霞町	中央公民館 A研修会議室	2月17日	午前10時～午後1時	五霞町教育委員会 0280-84-1111
さ	境町	中央公民館 2階 小会議室	原則毎月最終日曜日 (12/24・1/28・2/25・3/31)	午後1時～午後4時	担当 肥後 0280-86-7016
	桜川市	岩瀬庁舎 1階 フロア	12/11・2/13	午後1時～午後3時	担当 下条 0296-76-5162
し	下妻市	下妻市立図書館 集会室	2/16	午後1時～午後3時	担当 木村 0296-45-4320
	常総市	水海道庁舎 1階 市民ホール	12/12・1/9	午後1時～午後4時	担当 飯塚 0297-42-5880
		常総市商工会 石下事務所	2/13		
		生涯学習センター	3/12		
城里町	城里町役場 2階 会議室	原則毎月第2火曜日 (12/12・1/9・2/13・3/12)	午後1時～午後4時	城里町役場 029-288-3111	
た	大子町	大子町役場 2階 観光商工課 (要予約・市民に限る)	原則毎月第1火曜日 (12/5・1/16)	午後1時～午後4時 (60分以内)	予約先:大子町役場 観光商工課 0295-72-1138
ち	筑西市	筑西市立中央図書館 ボランティア活動室	原則偶数月第3土曜日 (12/16・2/17)	午前10時～午後3時	担当 渡邊 0296-24-6795
つ	土浦市	土浦市役所 3階 相談室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第3木曜日 (12/21・1/18・2/15・3/21)	午後1時30分～午後4時30分 (30分以内)	予約先:土浦市役所 広報広聴課 029-826-1111
と	東海村	総合福祉センター絆 ボランティア室① (要予約・村民に限る)	原則毎月第2金曜日 (12/8・1/12・2/9・3/8)	午後1時～午後3時 (30分以内)	予約先: 東海村社会福祉協議会 029-283-0205
な	那珂市	那珂市役所 1階 相談室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第3水曜日 (12/20・1/17)	午後1時30分～午後4時 (30分以内)	予約先:那珂市役所 市民相談室 029-298-1111
は	坂東市	岩井公民館 会議室(市民に限る)	1月28日	午後1時～午後4時	担当 原 0297-35-0481

市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
ひ 日立市	日立市役所 2階 市民相談室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第2・4水曜日 (12/13・12/27・1/10・1/24・ 2/14・2/28・3/13・3/27)	午後1時～午後4時	予約先:日立市役所 市民相談室 0294-22-3111
	ひたちなか市役所 本庁舎 1階 ロビー	原則毎月第1・3・5木曜日 (12/7・12/21・1/4・1/18・ 2/1・2/15・2/29・3/7・3/21)	午後1時～午後4時	ひたちなか市役所 029-273-0111
		ひたちなか市役所 那珂湊支所 2階 会議室		
常陸太田市	常陸太田市役所 本庁舎 2階 201会議室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第3月曜日 (12/18・1/15・2/19・3/18)	午後1時30分～午後5時 (30分以内)	予約先:担当 大和田 0294-23-1766
み 水戸市	水戸市役所 1階 市民相談室併設相談室	原則毎週木曜日 (12/7・12/14・12/21・12/28・1/4・ 1/11・1/18・1/25・2/1・2/8・2/15・ 2/22・2/29・3/7・3/14・3/21・3/28)	午後1時～午後4時	水戸市役所 市民相談室 029-232-9109
		茨城県立図書館 3階 会議室3	原則毎月第2金曜日 (12/8・1/12・2/9・3/8)	
			原則毎月第3土曜日 (12/16・1/20・2/17・3/16)	午後1時～午後4時
も 守谷市	中央公民館 2階 団体会議室	原則毎月第2土曜日 (12/9・1/13・2/10・3/9)	午後1時～午後4時 10/8 (午前10時～午後4時)	担当 中山 0297-48-5349
や 八千代町	中央公民館 会議室A	3月2日	午前10時～午後1時	八千代町役場 総務課 0296-48-1111

※最新の情報は行政書士会 HP でご確認ください。

## 「身近な街の法律家」・行政書士



茨城県行政書士会  
会長 古川 正美

"季のきらめき"をご覧ください誠にありがとうございます。

本誌は行政書士という資格者について読者の皆様が理解しやすいようにと作成されておりますが、もう少し詳しく説明させていただきます。

我々行政書士は、非常に複雑・多岐にわたる行政手続きの専門家として書類の作成やその相談等の業務を日々行っております。

近年多発する自然災害発生時には被災自治体の要請により被災者支援として困りごと相談所の開設などの社会貢献事業にも積極的に取り組んでおります。

行政書士をはじめとする士業制度は、市民生活を円滑に送るためになくはないものでありますが、特に我々行政書士は最も身近な資格者として、日常のちょっとした問題の解決から事業者支援まで、まさに「ゆりかごから墓場まで」を実現すべく取り組んでおります。

現在茨城県内には1,200名を越える会員が在籍しており、また県内ほぼすべての市町村を網羅しております。

困ったときには「そうだ、行政書士に相談しよう!」と思い出してください。必ずやご期待にお応えいたします。



年2回発行

発行所 〒310-0852  
水戸市笠原町 978 番 25  
茨城県開発公社ビル5階

茨城県行政書士会

TEL (029) 305 - 3731  
FAX (029) 305 - 3732



発行者 会長 古川 正美  
編集 担当副会長 竹内 崇  
広報・監察部 澁谷 輝男  
齊藤 強  
大嶋 薫

印刷所 株式会社高野高速印刷

ご感想をお寄せ下さい  
E-mail : info@ibaraki-gyosei.or.jp

# 一人で悩まず気軽に相談!

## 茨城県行政書士会 市民相談センター

# 電話無料相談



(ユキマサ君)

毎週 木曜日 (祝日は除く)

午後1時30分～午後4時30分

☎029-305-3731

相続や  
遺言書に  
関すること

自動車に  
関すること

契約書の  
作成に  
関すること

農地活用に  
関すること

中小企業の  
支援に  
関すること

### 身近な暮らしの相談 ビジネスの相談

運送業・  
建設業・宅建業に  
関すること

土地開発に  
関すること

法人設立に  
関すること

飲食店等の  
営業許可に  
関すること

外国人の  
手続に  
関すること

※面談による相談をご希望の方は、下記事務局  
までお問い合わせください。

行政書士には法律で守秘義務が課せられています。安心して、ご相談ください。

## 茨城県行政書士会

〒310-0852 水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル5F

TEL 029-305-3731 FAX 029-305-3732

URL: <https://ibaraki-gyosei.or.jp>

後援

公益財団法人  
茨城県開発公社



茨城県行政書士会

検索

